

西郷村「新しい生活様式」助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、新型コロナウイルス感染症の予防対策（以下「感染症対策」という。）として、村内に事業所または営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人）が実施する「新しい生活様式」を實踐する施設の整備等に要する費用に対して、予算の範囲内で西郷村「新しい生活様式」助成金（以下「助成金」という。）を交付することに必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号）、西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、西郷村内に事業所を有する中小企業者（別表1）のうち、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

(1) 西郷村内に事業所を有する法人及び個人事業主

(2) 事業継続や雇用の維持を意思表示している者

(3) 助成金交付申請日までに納期限が到来する村税等を完納している者

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要があると認める者については、交付対象者とするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、交付対象者としなないものとする。

(1) 店舗併用型住宅等の場合を除き、住宅や賃貸住宅の1室を事業所とする事業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) その他村長が適当でないとする者

(助成対象項目)

第3条 助成金の交付の対象となる内容（以下「助成対象項目」という。）は、西郷村内の事業所において実施した感染症対策を図るために必要な経費であって、別表2に掲げる「基本的事項」と「追加的対策事項」等の実践に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の感染症対策に係る助成金の対象経費とした経費については、助成対象項目としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、「基本的事項」については10万円とする。ただし、「追加的対策事項」については別表2の項目1つにつき2万円を追加交付し、「基本的事項」と「追加的対策事項」の合計金額については、1事業所につき20万円を上限とする。

(助成事業の募集)

第5条 村長は、期間を定めて助成事業を募集するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金を受けようとする交付対象者は、次に掲げる関係書類を添え、村長に交付申請するものとする。

(1) 西郷村「新しい生活様式」助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 西郷村「新しい生活様式」助成金精算額調書(様式第2号)

(3) 西郷村内に事業所を有することを証する書類

(4) 助成対象項目の実践状況が分かる書類等

(5) 納税証明書

(6) 通帳の写し

(7) その他村長が必要と認める書類

2 交付申請は、事業所あたり1回を限度とする。

(審査)

第7条 申請内容の審査等に係る庶務は、産業振興課、総務課及び西郷村商工会において処理する。

(助成金の交付決定)

第8条 村長は、申請事業者への助成金の交付を決定したときは、西郷村「新しい生活様式」助成金交付決定通知書(様式第3号)により、申請事業者等に通知するものとする。

(助成金の変更承認申請)

第9条 前条により交付決定を受けた助成事業者は、何らかの事由により「新しい生活様式」の実践内容等に変更、中止があった場合には、西郷村「新しい生活様式」助成金(変更・中止)承認申請書(様式第4号)を提出し、村長の承認を受けなければならない。

(助成金の交付)

第10条 村長は、前条の規定により交付決定したときは、速やかに申請者に対して助成金の交付を行う。

(助成金の検査及び指示)

第11条 村長は、助成金の交付又は申請を受けた者に対し、当該事業又は助成金に関し必要な検査又は指示をすることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件に反したとき。

(3) その他、この要綱等の規定に違反したとき。

(実績報告及び確定通知の特例)

第 13 条 実績報告は、第 6 条の申請をもって当該実績報告のあったものとみなす。

2 確定通知は、第 8 条の通知をもって当該確定通知のあったものとみなす。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 7 日以後に実施した施設の整備等について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和 3 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた助成金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 運輸業	3 億円以下	300 人以下
② サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
③ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
④ その他の業種	3 億円以下	300 人以下

別表 2 (第 3 条関係)

助成対象事項	実践内容
基本的事項	① 従事者のマスク着用の徹底
	② 手洗い・手指衛生の実施
	③ アルコール、次亜塩素酸等消毒液の設置
	④ 室内、家具等什器の消毒・洗浄の実施
	⑤ 従事者の検温等の健康管理の実施・記録
	⑥ 換気の徹底 (換気扇等の常用)
	⑦ 客席を 1 つ置きにするなどの離隔措置の実施
追加的対策事項	① 飛沫防止パーテーションや間仕切りの設置
	② カード等電子決済の導入

	③ テイクアウトの導入
	④ デリバリーの導入
	⑤ 来客用座席やテーブルの減
	⑥ テレワーク（在宅勤務）
	⑦ 時差勤務
	⑧ 誰とどこで会ったかメモ（来訪者の記録）

様式第 1 号（第 6 条関係）

西郷村「新しい生活様式」助成金交付申請書

令和 年 月 日

西郷村長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

連絡先

— —

担当者名

西郷村「新しい生活様式」助成金交付要綱第 6 条に基づき、交付の申請をいたします。

事業実施日	令和 年 月 日から
補助金申請額	0,000円

振込先

金融機関名		支店等名	
預金種目	普通・当座	口座番号	
口座名義		フリガナ	

添付書類

- ・西郷村「新しい生活様式」助成金精算額調書（様式第 2 号）
- ・西郷村内に事業所を有することを証する書類
- ・助成対象項目の実践状況が分かる書類等
- ・納税証明書
- ・通帳の写し
- ・その他村長が必要と認める書類

【同意及び誓約】

- ① 本申請にあたり上記の記載事項に相違ありません。
- ② 記載事項に虚偽があった場合は本交付金を返還することを誓約いたします。

署名 _____

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	来客用座席やテーブルの減	写真・領収書・その他
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	テレワーク（在宅勤務）	写真・領収書・その他
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	時差勤務	写真・領収書・その他
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	誰とどこで会ったかメモ（来訪者の記録）	写真・領収書・その他

様式第3号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

西郷村長 印

西郷村「新しい生活様式」助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請があった、西郷村「新しい生活様式」助成金交付については下記のとおり決定したので、西郷村「新しい生活様式」助成金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

交付金額 金 円

令和 年 月 日

（宛先）西 郷 村 長

住 所 〒

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

西郷村「新しい生活様式」助成金（変更・中止）承認申請書

令和 年 月 日付け新生助指令第 号で交付決定通知を受けた助成事業について、下記のとおり計画を変更したいので、西郷村「新しい生活様式」助成金交付要綱第 9 条の規定により承認を申請します。

記

1. 変更申請額

交付決定している額	円
変更後の申請額	円
変更による増減額	円
交付されている額	円

2. 申請（変更・中止）の内容

3. 申請（変更・中止）の理由